平成２２年（フ）第３８号
福島県南相馬市原町区仲町１丁目178番地
債務者　三澤　梨香
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第７０号
群馬県桐生市相生町２丁目486番地の12
債務者　関口　卓也
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第７１号
群馬県桐生市東７丁目９番14号
債務者　石川　大輔
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第７３号
群馬県みどり市笠懸町鹿168番地１
債務者　阿左美兵司
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第７７号
群馬県桐生市川内町１丁目258番地の２
債務者　竹内　育男
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第７８号
群馬県桐生市川内町１丁目258番地の２
債務者　竹内　栄子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第７９号
群馬県みどり市笠懸町鹿4267番地２　ローズガーデンⅢ―Ｈ号室、住民票上の住所群馬県伊勢崎市中町720番地４
債務者　山口　貴生
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第８３号
群馬県みどり市東町小中383番地
債務者　金子　満博
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２９号
千葉県館山市北条1436番地
債務者　川名美恵子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第３０号
千葉県館山市浜田100番地の１
債務者　川名　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第５９号
長野県茅野市玉川5117番地７
債務者　小野　謙一
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１０２３号
名古屋市西区二方町41番地の２　パークシティタワーズガーデンフォレストエア502号
債務者　伊藤　妙子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４６７号
愛知県北名古屋市高田寺起返28番地３
債務者　飯尾　由香
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７０８号
名古屋市北区喜惣治２丁目75番地　喜惣治荘３棟203号
債務者　山田　晃朗
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７８３号
愛知県清須市一場866番地
債務者　日坂　聖代
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９２号
愛知県豊田市保見ケ丘４丁目１番地　県営24―407号、住民票上の住所愛知県豊明市栄町南舘３番地1596　エクセルピアス101号
債務者　越智　真妃
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
三重県いなべ市大安町中央ヶ丘１丁目2971番地43　ＵＭＥＢＡＣＨＩ204
債務者　吉田　真欧
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係